

令和3年度第3回流山市文化財審議会会議録

1 開催日時

令和4年3月29日（火）午後1時30分から午後4時

2 場 所

流山市立中央図書館会議室

3 議 題

- (1) 流山市指定候補文化財について
- (2) 秋元家住宅土蔵について
- (3) 流山市文化財保存活用地域計画について
- (4) その他

4 出席委員

小川会長、日塔副会長、武田委員、川根委員、松井委員、
松浦委員、常木委員、青柳委員、安部委員

5 欠席委員

関根委員

6 事務局員

飯塚生涯学習部長
秋谷博物館長
北澤博物館次長
小川学芸係長、宮川主任学芸員、志田藤学芸員

7 傍聴者

なし

令和3年度第3回流山市文化財審議会議事録

(北澤次長)

定刻になりましたので、只今より令和3年度第3回流山市文化財審議会を開会いたします。

本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議開催に先立ちまして、資料の確認をお願いします。次第、座席表、会議資料です。また、3月に刊行しました令和2年度市内遺跡発掘調査報告書、流山市史研究24号、博物館年報、現在開催中の「利根運河通水130周年記念展 We Love 利根運河」のチラシをお配りしております。ご参考にしていただきたいと思います。

審議会の議事録は、市役所ホームページでの公開が義務付けられておりますので、議事録作成のためご発言を録音させていただきます。ご了承ください。

本来ならここで、教育委員会を代表いたしまして、田中教育長からご挨拶申し上げますところですが、本日は所用のため欠席をさせていただきますので、飯塚生涯学習部長より挨拶を申し上げます。

[飯塚生涯学習部長挨拶]

(北澤次長)

ありがとうございました。

飯塚部長は、4月1日付で異動の内示が出ております。他の事務局職員の異動はありませんでしたので、来年度以降もよろしく願います。

続きまして、流山市文化財審議会会長からご挨拶を頂戴します。小川会長よろしく願います。

[小川会長挨拶]

(北澤次長)

小川会長ありがとうございました。それでは次第に沿って進めさせていただきます。審議会は、「流山市文化財の保護に関する条例」第7章第46条第1項の規定によりまして、会議の議長は、会長に勤めていただくことになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いいたします。

(小川会長)

議事進行に先立ち、事務局に出席委員数の報告を求めます。

(小川係長)

本日の会議につきましては、委員10名のところ9名の出席となり、過半数の出席をいただいておりますので、「流山市文化財の保護に関する条例」第46条第2項の規定により、会議が成立していることを申し添えます。

(小川会長)

会議成立ということですので、次第に従いまして議事を進行させていただきます。議題(1)「流山市指定候補文化財について」、事務局から説明願います。

(秋谷館長)

議題(1)については、資料『「流山本町の重要史跡に「流山市指定記念物(史跡)」認定のお願い』(以下「認定のお願い」)を基に進めさせていただきます。

昨年6月に、根郷町会長・宿連合自治会長・流山9丁目自治会長・NPO 流山史跡ガイドの会理事長の連名で、市長、教育長に対して要望書が提出されました。これは本町に所在する7つの史跡について、流山市指定記念物(史跡)に指定していただきたいとの要望書です。

これと併せて令和4年度は、流山市と信濃町が姉妹都市となって25周年の節目であることから、根郷町会長・宿連合自治会長・流山9丁目自治会長・NPO 流山史跡ガイドの会理事長の連名で、昨年11月に「流山市信濃町姉妹都市締結25周年一茶双樹記念館の充実について建言」を市長、教育長に対して要望書を提出されました。このことを受け、この2件について市長から審議会で審議を行うよう、指示がありました。

2つの要望のうち、はじめに「認定のお願い」から議題を進めたいと思います。この要望書は、流山本町にある7つの史跡について、市の指定に認定していただけないかという要望になっております。記載されている7つの史跡について別紙調査カードに概要を示しましたので、説明をさせていただきます。

(小川係長)

「認定のお願い」について、説明させていただきます。

以下について説明

- (1) 印旛県庁の説明
- (2) 印旛官員共立学舎の説明
- (3) 天晴白みりん発祥の地の説明
- (4) 万上白みりん発祥の地の説明
- (5) 新選組近藤本陣跡の説明
- (6) 加村河岸跡・矢河原の渡し跡の説明
- (7) 流山河岸跡・丹後の渡し跡の説明

(小川会長)

只今、事務局より「認定のお願い」についての要望書にある7つの史跡についての説明がありました。(1)印旛県庁から順に意見をいただきたいと思います。

(青柳委員)

何年も前から要望していましたが、私共「NPO 流山史跡ガイドの会」で案内している流山市は、江戸時代がベースとなっており、それは現在の流山市の根幹をなしています。案内している私も確かにその通りだと思っていますし、ご案内させていただいた方も「流山市にこんなに歴史の深い所があるのか」と感想をいただく時があります。最初は新選組だけで訪ねてくる方がほとんどですが、一通りご案内すると、流山の歴史の深さを感じてもらえています。

要望した7つは、史跡という形でお願いしています。有形文化財といった意味でお願いするには400年の歴史があり、建物が残っていることはありえず、ただその場所を示すことが文化財における「史跡」という部分だと思います。

史跡というのは、そこに人が住み、形が変わっていくものなので、全員の人から同意を得ることが不可能であることは、承知しております。

有形文化財ならひとつの物、ひとつの形を、占有者から了解を取れば

済むことですが、史跡の範囲は歴史的にある程度、把握できれば良いと思っています。また、いわゆる同意というものは、有形文化財と少し違うとも思います。したがって葛飾県庁、印旛県庁跡の場所について、指定範囲内に住む方の全員の同意を得ることは、もともと不可能なことです。そういう文化財はありえないはずです。

例えば指定の範囲は、博物館の場所だけで良いと思いますし、説明の中において文化財・史跡の範囲が表示されれば良いと思います。

2番目の常興寺も、墓の場所まで同意を得るということは困難です。現在、石碑が建っている境内の花壇の奥を指定すれば可能だと思います。

3番目の天晴白みりん発祥の地は、非常に流山にとっては意味のあることで候補として挙げました。全域ではなく、あくまでもこの写真や説明板にあるように土地や公園を拠点にすれば良いと思います。色で囲った所が、本来の範囲と説明すればよいのです。

4番目のキッコーマンの場合は、史跡と言うよりは過去の歴史、貴重な場所と捉えることができると思います。現在の万上みりんをつくるキッコーマンの工場が、白みりんの発祥地であることは変わらないけれども、「過去のものではないよ」と含みを持たせるのであれば、「天晴」と「万上」というものを同列に考えて、今度の認定制度とか登録制度といった形で捉えていくことも良いと思います。

それと近藤勇についても、秋元氏が土蔵を市に寄付した時に、私も立ち会いましたが、「あくまでも土蔵は、三河屋の土蔵。新選組の近藤勇がここに居たわけではない」と言っていました。国の登録文化財になり、「三河屋の土蔵」という説明板が建つことで、近藤勇の本陣跡の影が薄くなることを心配していました。このため三河屋の土蔵である説明も必要ですが、やはりこの場所は新選組の本陣跡であるという位置付けをはっきりさせるべきであると、私も秋元氏も思っていました。だからこそ要望書に根郷町会長として捺印されたのです。

先程の同意という意味においては、全部可能であると思うし、現在の土蔵のところだけでも可能であると思います。

(小川会長)

先程申し上げましたが、7つを同時に検討すると混同してしまうので、1点ずつ検討したいと思います。まずは1番目の葛飾県庁、印旛県庁跡について検討を始めたいと思います。

(青柳委員)

いずれにしても私は、同意という話では全部がだめになると思います。

あくまでも「史跡」ということ、全体を通してということです。

(小川会長)

事務局の方は、史跡の範囲を示すと言う意味で資料を提示しています。

(松浦委員)

全体として指定された場合は、管理に問題があるのと、指定範囲内では開発できないとか、管理をどうするのか、そういったことをまず踏まえた上で、指定するのかを検討するべきです。また、流山市文化財保護に関する条例第3条に記載されているように、指定した場合、管理や指定の範囲に関して問題があります。

(日塔副会長)

市の指定史跡という希望ですが、市指定だとハードルが高いと思います。指定するためには、有形も史跡も同じで、その土地の持つ価値を評価し、きちんとした所見としてまとめることが必要です。所有者の同意も当然取らないといけないと思います。松浦委員がおっしゃったような管理問題、それに伴う現状変更などを考えると、簡単なことではないと思います。

今回議題に上がっていますが、流山市では文化財保存活用地域計画を策定することになっており、これは新しい保存のあり方を示していると思います。

例えばエリアの指定、指定でなくてもこの地域計画の中において作る必要があります。その中で市の登録文化財とか、いろいろな新しい文化財のやり方を提示するはずで、そういったものであれば、割合ハードルは高くないと思います。

指定となると非常に高いハードルとなり、指定するための準備が必要となります。地図がバラバラにしか提示されていませんが、流山市全体の中にこの地域をプロットとしていけば、ほぼバラバラになってしまうのかなと思いますが、それは文化財保存活用地域計画のエリア設定の問題であるので、全体としてやるか、まとめられるところがあれば、まとめるなどいろいろな方法があるので、それは文化財保存活用地域計画で検討されてはどうかと思います。

(小川会長)

指定と言うとハードルがあります。市の史跡として認定する、どちらかという市指定の下側にくる制度を適応して、活用できるようにしたらいかがでしょうか。

(青柳委員)

登録や認定などの方法は、今回初めて知りました。広い方法が出てきたと私は理解しました。例えば関宿城のような広大な敷地が野田市の指定史跡になったということがインターネットに出ていました。本丸、二ノ丸、三ノ丸と何万坪もあるところを全部指定、特定することはできても、そこには農家やサラリーマンの家があり、同意は不可能だと思いますが、にもかかわらず指定できたということは、どういうことなのでしょう。

(北澤次長)

配布資料の中で、色塗りされた範囲が、史跡として想定される場所です。地権者が多数いますが、日塔副会長からも話があったように、指定する場合、所有者の同意が必要となります。

史跡の場合は、範囲内の全員の承諾が必要となります。青柳委員が指摘した関宿城についても、公有地だけでなく民有地である場合もあり、その場合、所有者全員の承諾を得ているから、初めて指定になっていると思います。

城跡だからというわけではありませんが、今回はこのカードを出させていただき、全体を指定すべきか、点でも史跡にすべきなのかを、委員の先生からご意見をいただき、最終的に全部でなくても一部指定したほうが良いということなら、事務局としてはそれに向けて進めていきます。

(青柳委員)

普通は全部だと思いますが、そういうことではないということですね。

(小川会長)

混同されていると思います。指定するにあたり、前述したような問題が含まれます。それに対応する考え方についてが、この場の議論となります。

例えば、河岸問屋がある河岸場と渡し場を同列に考えてしまうと問題があります。

(青柳委員)

同列ではないですね。河岸場あつての渡し場ということですね。

(小川会長)

渡し場は河岸以外にもたくさんあります。自分達の生活の利便性、それに基づき造られることから、許可を得ていない渡し場もあると思います。個人的に河岸に土地があり、手作りみたいな形で利用する。それが元になり渡し場が成立します。私も野田市で利根川、江戸川沿いを調査し、20港以上を確認しています。そういう意味では少し厳密に分けて考える必要があります。

(青柳委員)

範囲とかですね。河岸場あつての渡し場という形で流山は成立してきたと思います。現在は土手の下ですから、範囲を決定するには大まかな場所しか判らないのですが、渡し場の辺りはだいたい特定できると思います。

(小川会長)

河岸といったら船の規模が違います。渡し場というと民俗的な様相もあるので、同列に考えたほうが良いのか、分離したほうが良いのか考える必要があります。

(北澤次長)

今回の要望書に合わせて7つの調査カードを作っているのですが、それぞれ指定する場合は、別物と考えています。もう一点、指定になった場合には、土地の所有者が変われば届出の変更が必要ですし、敷地内に家を

建てる場合も許可が必要です。指定すると勝手に家を建てることもできませんので、そういったことを考えると現状では難しい部分が多いと思います。

（青柳委員）

そういう意味においては、未指定文化財候補一覧で事務局が示した指定区分は、確かにその通りだと思います。事務局案では、博物館や新選組は指定、みりんや渡し場は認定という形で示しており、妥当と感じました。ただ、県庁跡・学校跡・新選組は、市指定で良いのではないかと思います。

（松浦委員）

青柳委員が寄稿された流山市史研究を参考にしていますが、1番の田中藩・葛飾県庁・印旛県庁跡は、実際に建物が残っていませんが、青柳委員の図版によると標柱がありますが、これは遺構ですか。

（青柳委員）

県庁の表門があった場所に、標柱が建っています。

（川根委員）

青柳委員の要望があった旧跡については、いずれも歴史上価値が高いと思いますが、旧状を示している痕跡が全く無いわけですよ。そうするとやはり、史跡という範疇で捉えるよりは、別の概念で捉える必要が出てくると思われれます。別の概念とは、例えば認定文化財等の形で守っていくなどです。

現状は指定文化財にしか説明板を立てていませんが、文化財保存活用地域計画において認定文化財にも、標柱や説明板を立てることを定めることが一番現実的だと思います。活用を図るという意味で、文化財保存活用地域計画を活かしていければと思います。

（安部委員）

指定ではなく認定という話がありましたが、もし仮に市の指定ではな

く、何か別の形の認定文化財などで継承していくとした場合、これだけの住宅地を含む範囲が認定文化財の範囲内ですと、見せることができるのでしょうか。つまり、点ではなく面として、見せることは可能でしょうか。

（北澤次長）

この後説明いたしますが、文化財保存活用地域計画という、市内の文化財をどうしていくかという施策の中で、今は市の指定しかありませんが、4月から文化財保護法が改正され、市町村ごとに登録文化財の制度が始まります。

つまり国登録文化財と同じような、指定よりも下位の指定制度ができます。先程から述べられている認定文化財制度について、私共が考えているのは所有者の同意ではなくて、地域の人々の自薦や他薦によって、市の文化財と認めるような制度を作ろうと考えています。川根委員、日塔副会長がおっしゃっていたように、文化財の指定はできないかも知れませんが、その範囲は県庁跡ですと市民に周知していくような施策ができるのではないかと考えています。

（青柳委員）

県庁と学校・新選組の本陣跡は指定で良いと思います。それ以外は登録や認定で良いと思います。

（小川会長）

ただいまの事務局の説明は、議題（3）流山市文化財保存活用地域計画に関連するので、そちらで具体的に検討すべき事項ではないかと考えます。また、現地視察をしないと指定等の議論ができないと思いますので、次回以降に事務局の方で現地視察を計画していただきたいと思います。その後、最終的な意見を集約し、活用と並行しながらやっていくと良いと思います。皆様の意見を聞いていると、そのようにまとめることができるのではないかと考えます。これに対して意見はありますか。

（日塔副会長）

会長のおっしゃっている通り、この文化財審議会は専門的な見解から、この物件は指定して良いのか、それともその価値が無いのか、別な文化財保存制度に任せるべきなのか、そういったものを審議する場であるので、個人の意見として指定出来るとか出来ないではないということではありません。それと絡みまして、文化財保存活用地域計画でも議論が必要だと思います。

(小川会長)

それから指定については、今後、新たに発生するのではなかろうかと思えます。

時間的な問題もありますので、まとめさせていただきます。

(小川係長)

先程小川会長から提案がありました現地視察の件ですが、7か所すべてを見ていない方もいるので、次回会議以降であれば可能かと考えます。ただし、7か所と件数が多く、北から南まで距離があるので、3回に分けて巡見することを提案します。

また、別添の未指定文化財候補一覧についてですが、事務局の方で指定文化財の候補として作成しましたが、7つの文化財候補以外にも、流山には候補がたくさんあり、今後これらも指定や認定の候補に上がろうかと思えます。リストには80か所ありますので、個別の話はできませんが、次回以降検討していければと思っております。ご一読をお願いします。

(北澤次長)

未指定文化財候補一覧は事務局の方で用意しましたが、すべて網羅しているものではありません。仏像は1件も入っていませんし、追加が必要です。

この中で皆様から、ピックアップするものがありましたら、ご意見をいただきたいと考えております。

指定区分については、市指定・国登録・市登録などを事務局で区分をしたものです。必ず市の登録になる訳ではなくて、資料の価値によって

は市の指定になるもの、認定程度で良いというものもありますので、順次説明をしていきます。リスト中にも、急ぎ指定した方が良いという資料もあります。

これらは文化財保存活用地域計画と重なる部分が多くあり、未指定の文化財が沢山あるという認識を持ち、その中でも積極的に指定していくべき資料があることを認識しておりますので、皆様から積極的なご意見をいただければと思っております。

(小川会長)

流山市には中世の古文書がありますが、これは未指定であり、何より民俗関係の行事は、今指定しておかないと消滅してしまうと思います。私の関係している別の自治体では積極的に民俗関係の指定をしている市もあります。

そういう意味で牧関係では、牧士の墓の問題もありますし、意外と見過ごされていると思います。例えば鎌ヶ谷市では牧関係、牧士の墓を市の指定としています。そのように周りの市と比較をしながら考えたいと思います。

先ほどの(1)～(7)の指定文化財候補の問題を含め、先生方にご一読願えればと思います。現地視察については、1、2回で見学できるように調整をお願いします。

次回は現地視察を含めた審議会とすることにいたします。

(小川係長)

了解いたしました。

(小川会長)

続きまして「流山市信濃町姉妹都市締結25周年 一茶双樹記念館の充実について建言」について事務局から説明をお願いいたします。

(秋谷館長)

2点目の要望書「流山市信濃町姉妹都市締結25周年 一茶双樹記念館の充実について建言」について説明をいたします。

要望書は3点の要望からなっております。

1点目は、一茶双樹記念館の南側に隣接する公園に、小林一茶の銅像を建てていただきたい。

2点目は、同公園内に小林一茶が流山で詠まれた代表作の一つである「刀禰川」の句碑を建立させていただきたい。

3点目は赤城神社階段下、右手にある流山俳句会が建立した大きな一茶の句碑がありますが、これが目立たない所のため、同公園内に移動をさせていただきたいというのが要望になります。

要望は、一茶双樹記念館の充実が目的であるとのこと。また小林一茶の銅像の建立は、一茶双樹記念館のシンボリックな存在となるとのこと。「刀禰川」の句につきましては、流山で詠まれた代表作でありながら、現在のところは句碑が無いので、その建立が必要とのこと。また、赤城神社階段下の句碑については、目立たないところにあるということで、見学者の方々に見ていただけるように、一茶双樹記念館に隣接した公園に移設することが最適であるということがこの要望の趣旨です。

この3点の要望につきまして、委員の方から意見を伺えればと考えています。

(北澤次長)

本件に関連しまして参考資料として、小林一茶、秋元双樹の肖像画を添付させていただきましたので、説明させていただきます。

小林一茶について、信濃町を含め各所に銅像が建てられています。市長からは、建立するのであれば、小林一茶だけではなく秋元双樹と2人のほうが良いとの要望がありました。ただし、秋元双樹に関しては、現時点で肖像画が1点しか確認できておりません。参考資料に挙げた肖像画だけでは、2人の銅像を作ることは難しいのではないかと考えております。

(小川会長)

私からでは問題があると思いますが、本件は指定等の案件ではないと思いますし、文化財審議会の議事の内容から外れたものと思います。我々は、句碑を建てる、建てないとか、碑を移設する等の問題を検討する機関ではありません。他の先生方どう思いますか。

(日塔副会長)

私も会長のおっしゃる通りだと思います。もしこの内容で議論するならば、この要望を決議するかどうかにはなりません。決議を行うことになれば文化財審議員で議決することになりますが、私はそぐわないと

思います。

(小川会長)

他に委員の先生方、ご意見ありますか。

(安部委員)

このような内容は、文化財審議委員会ではないところで審議すべきとのことですが、どのようなところで審議すべきなのでしょう。

(小川会長)

詳細は申し上げられませんが、市によっては、都市整備とか道路管理などの部局があります。こういう問題は常木先生がよくご存じかと思いますが、いかがでしょうか。3番目の文化財保存活用地域計画との関係が当然出てくると思いますが、活用という点では文化財審議会には、合致しない問題であると考えます。

(常木委員)

先程の市指定の話は、まさに建物が現存しない、発掘しても地中に遺構が残っているのか判らないという状況の中では、市指定とすることは大変難しいと思いながら聞かせていただきました。それらを文化財保存活用地域計画の中で取り込みながら、市民に周知し、利用するというような形で作ることは素晴らしいと思います。ただ小林一茶の銅像を建てることは、文化財保存活用地域計画ともだいぶ違うような気がします。この件は市長が審議会で検討してくださいと、どちらに言われたのでしょうか。

(北澤次長)

要望書を出されたときに事務局に話がありました。委員の先生がおっしゃっていることは、その通りだと理解しております。また、移設に関しては、ツーリズム推進課や公園を管理しているみどりの課などと協議が必要になると思います。

(小川会長)

それが本筋だと思います。他に碑の移転について、何かありますか。

(青柳委員)

一連のものだと思います。所謂、公園の整備とか、そのような意味で

すから、公園の整備にあたっては、どういうことをやろうかという意味合いですね。

碑の移転に関しては、たまたま見えにくいところ、山の影になっているから、それを見える所に移すことです。市の所有地の公園の所に移したら、みんなが見るのではないかという意味です。その句碑を認定するとか、登録するとかという意味ではなく、公園の整備という意味です。

(日塔副会長)

ただ当初、建てた経緯がありますので。

(青柳委員)

しかるべき場所に建てられなかったから、ちょっと外れていると思います。

(小川会長)

町を歩くためにも移転しないで、その場を見学者が興味を持てるように、赤城神社と一体として見てもらう方法が良いと思います。なんでも集中して、設置当時の状況を見無視すると、50年後の歴史を考えると意味がなくなってしまう。そういったことも考える必要があります。

(青柳委員)

そういったことも併せて文化財審議会で考えるべきだと思います。

(小川会長)

いかがでしょうか。そういうことで事務局の方も対処をお願いします。それでは、議題(2)の「秋元家住宅土蔵について」、事務局から説明をお願いいたします。

(北澤次長)

議題(2)「秋元家住宅土蔵」の経過について報告。

令和3年度事業において、秋元家住宅土蔵について保存修復工事を進めるとしたが、工事費用が予算額を上回り、契約が不調となりました。第2回文化財審議会の際に、内部の仕様を見直すべきとの指摘があり、令和3年度の工事を見送りました。令和4年度に仕切り直し、そして修理工事を行っていくこととしました。今後は令和4年度に補正予算を行

い、保存修復工事を進めていく予定です。また、市民の方からクラウドファンディングやふるさと納税などの寄付を募りながら、修理を進めていくことも考えています。

(小川会長)

特にそういった形で仕切り直しということですので、鉄筋補強や耐震性などを考慮し進めて下さい。日塔副会長が専門家でありますので、ぜひ補正予算に関しても、意見を伺いながら進めていただければと思います。それから、秋元家住宅土蔵の雨漏りは大丈夫でしょうか。

(北澤次長)

雨漏りは大丈夫です。また、この前の地震でも、瓦も落ちずに特に被害はありませんでした。

(小川会長)

新しく仕切り直しをして、公開を目指してください。

次の議題に移ります。議題(3)「流山市文化財保存活用地域計画について」、事務局から説明願います。

(北澤次長)

議題(3)「流山市文化財保存活用地域計画について」説明。

2月1日付で流山市文化財保存活用地域計画策定協議会を立ち上げ、文化財審議会から常木委員、松井委員、市史編さん審議会から相原委員、笠間委員、生涯学習審議会から1名、流山市立博物館友の会から1名、流山市観光協会から1名、県教育庁文化財課から1名、流山市企画政策課長、流山本町・利根運河ツーリズム推進課長の併せて10名の委嘱を行い、3月18日に第1回策定協議会を開催しました。計画のテーマとしては、市内に残る文化財を通じて、新旧住民が郷土に愛着が持てる文化財の保存活用の確立を目指すものです。計画の策定期間は、令和3年度から令和5年度とします。委員の中から会長に常木委員、副会長に若松委員が任命されました。保存計画の内容として、市全域に対してテーマを設定すること、未指定文化財の掘り起こしが計画の中で強く意識されています。事務局が考えている活用計画のストーリー案としては、

- ① 河岸とみりんを巡る道（流山本町界隈の賑わい）
- ② 利根運河と自然を巡る道（新川耕地を含む）
- ③ 台地の利用と緑を巡る道（おおたかの森周辺）
- ④ 台地と谷津を巡る道（八木・東部地区）

上記の4案を考えていますが、協議会では地区ごとに文化財の掘り起こしをしていきながら、テーマを決めていくべきだとの意見をいただいております。計画内に位置付けられるものとして、テーマの下に

- ・調査・研究・指定への取り組み
- ・防災・防犯体制の整備
- ・地域住民との協働・連携
- ・情報発信・情報連携方法の検討
- ・教育現場・庁内他部署・近隣自治体との連携
- ・DMO（第3セクターである流山ツーリズムデザイン）との連携

などが挙げられます。また、文化財保存活用地域計画を支える制度として、流山市登録文化財制度及び認定文化財制度を導入するため条例改正を行う予定です。認定文化財制度は市民からの自薦・推薦から文化財審議会での承認を経て認定するものです。これらを骨子に流山市文化財保存活用地域計画を策定していきます。

（北澤次長）

策定協議会の会長である常木委員、松井委員から補足はありますか。

（常木委員）

平成30年改正、31年施行の文化財保護法において、今までの文化財は保存に偏っているので、活用を強調した改正を行いました。それを受け千葉県では文化財保存活用大綱を策定しております。その大綱をもとにして、市町村では文化財保存活用地域計画を策定することとなっています。

県内では、一昨年我孫子市と銚子市が認定され、昨年富里市が認定されています。流山市も2年後、令和5年12月に認定を受けるスケジュールで動いていると報告を受けております。

計画では、今までの市指定の文化財にこだわらずに、「これも文化財だよね」と認定した景観や民俗文化財、「きちっとした文化財」として認定されないような資料も包括して、流山市の文化財を守り、活性化や利用を図ります。市民のためになるような大きなストーリーを作っていく、使えるものは認定していきましよう、という形になると理解しています。

テーマ案のうち、河岸とみりんを巡る道、利根運河と自然を巡る道は、まさに青柳委員が先ほど出されたものと非常に近いものがたくさん含まれております。流山はいろいろな時期の大切な遺跡や文化財がたくさんあります。指定文化財の有無にかかわらず、認定文化財を含めて、それを利用して、実はそれぞれの時代に、流山が非常に重要だったことを、市民の方々に判ってもらうために、意見を出していただいて、それらを活かした計画を作って、保存し、使っていきながら、流山市を盛り上げていくということが一つ大きなテーマだと思います。最終的に作ったものは、文化財審議会で審議されます。私達が作るというよりも、市民の方々にいろいろな意見を出していただき、作っていくということが正しいやり方だと思います。ただ、そういっても意見だけ聞くことは難しいと思いますので、事務局がいろいろと提示する必要があると思います。

例えば先程青柳委員がおっしゃられたものは、私達にとっては、バーチャルな様々な技術があって、デジタルミュージアムとか、新しいやり方で当時のものを復元したり、その場所に行ったらデジタルで見るようにしたりすることはできると思います。私の知り合いではメタバースミュージアムを作っている人もいます。それは壊れたパーミヤン遺跡を何とかしようというもので、現地に行って壊された当時のものを見えるようにするものです。

私もシリアの文化財で、壊されてしまった古い教会の3Dを作ったりしていますが、そういったものが今の若い人にとっては、とてもリアルに感じられるものもあるので、そういう意味では、ぜひ博物館が中心になって、このようなデジタル的な所に力を入れていただければ良いと考えています。

我孫子市は「我孫子遺産」、銚子市は「銚子資産」と名前を付けています。そういった意味で、指定であれ、認定であれ、そこにこだわらずに全体を作っていければ良いと考えています。私は考古学者なので、縄文時代が重要だと思いますが、江戸後期から明治時代の初めまでも流山にとって重要な歴史の時代の一つだと思います。そういういくつかのテーマを、たぶん作れるのではないかと思います。

松井委員が市民の視点を考えなくてはいけないのではと、会議でおっしゃっていることも踏まえて、今後の在り方を検討していきたいと考え

ています。

（松井委員）

策定協議会の委員である企画政策課長が、流山市総合計画の中で街づくり基本政策に生きがいをもって健康長寿に暮らせる町、さらに文化芸術歴史、その中に歴史的、文化的、遺産の保存活用というところに組み込まれると発言しておりました。その中に関連付けて策定されるということがあったので、実際住んでいる流山市民としては、市民の声が反映されるものであって欲しいと思います。

事務局からテーマ案が出されましたが、これまでに聞いたことがあるテーマ設定だったので、委員からは従来の区分に固執せずに、もっと幅の広いテーマや地区を横断するようなものとか、周知されたストーリーでないテーマを考えて見ても良いのではないかという意見が挙がっていました。

また青柳委員がおっしゃったような、市の指定にできないものは、やはりこういう意見を聞くと、掬い上げられるものだと思います。未指定の文化財がリストに多く挙げられており、様々なストーリーをいろいろなアイデアをもって埋められると感じております。

事務局はすごく大変だと思いますが、アイデアを出して良いものであれば、いろいろとお伝えさせていただきます。

（小川会長）

我孫子市や銚子市に続き、鎌ヶ谷市も今年中に策定されるようですが、そういう形でどんどんできてきますので、その時にやはり未指定文化財候補一覧が非常に有効になってくると思います。委員であっても全部の領域は判りません。青柳委員には厳しい判断ばかりして申し訳ありませんが、私の気持ちとしては、こういう新しいプロジェクトの中で活用して欲しいと思います。

（日塔副会長）

私は登録文化財の調査の依頼をいただき、これまで流山本町通りを中心に行ってきました。本町通り界限は、店舗や土蔵、近藤勇陣屋跡、閻

魔堂なども含まれる場所なので、青柳委員が要望された範囲とかなり重なる所があると思います。もう一つは、赤城神社界限です。テーマ案の中で、この2つが抜けているのではないかと思うので、加えていただければと思います。

(小川会長)

東葛地域でも明確な地名伝説を持っている市町村はありませんので、それでもいくつか考えられます。

鎌ヶ谷市のように文化財保存活用地域計画のテーマに分水嶺を使って、そこから入って行くなど、いろいろな方法があると思います。小金牧は、流山市だけの問題ではなく、牧は広いので、どのようにしてテーマを決定して行くかを考える必要があります。牧士の墓なども重要になってきます。つくばエクスプレス流山おおたかの森駅を中心に牧があったわけですから、牧から流れた文化やそういったことも含めてご意見がありましたら、委員を通じまして文化財審議会の意見を反映していただければと思います。また、それに関して事務局を通じて委員会にも内容を提供していただければと思います。

他に無ければ議題(4)「その他」について事務局ありますか。

(北澤次長)

文化財調査について5点報告をさせていただきます。

以下の説明

- (1) 向小金公会堂調査の報告
- (2) 市野谷天神社本殿調査の報告
- (3) 市内のオビシャ行事の現況調査報告
- (4) 西平井名主岡本家、近代文書調査及び古文書の寄付について
- (5) 食文化ミュージアム登録の報告

(小川係長)

次に2点報告があります。

おおぐろの森中学校内に設置した遺跡小展示コーナーについて説明。
宮川主任学芸員が下花輪林下遺跡の調査概要について説明。

(小川会長)

何か質問はありますか

(常木委員)

下花輪林下遺跡出土のガラス玉は分析に出されましたか。

(宮川主任学芸員)

分析はまだ行っておりません。

(松浦委員)

この資料がヒスイ製勾玉だと日本でも最小となると思います。勾玉に関しては、興味がある方が多いので、報道発表をされたほうが良いと思います。通常はネックレス状となりますが、この小さいのはどのように用いたか判らない。

(小川係長)

松浦委員がご指摘した勾玉について、補足説明をさせていただきます。令和2年度市内遺跡報告書では、ヒスイと報告しました。石材鑑定を(有)考古石材研究所の柴田徹氏に肉眼分析を依頼しましたが、あまりにも小さく軽いので、断定はできませんでしたが、おそらくヒスイであろうとの結果です。色の濃さや時期的にもヒスイの勾玉が用いられる時期であるから、ヒスイで良いだろうと判断されたもので、これを報告した次第です。この勾玉は現場では気付かず、整理室で土器を洗浄した際に、附着していた泥の中から整理作業員を見つけました。

(常木委員)

ガラス玉については、蛍光X線装置で簡単に分析ができるので、ぜひ実施していただきたいです。筑波大学では考古学研究室にあるので、協力できます。

(小川会長)

是非、鑑定してもらってください。今後、下花輪林下遺跡において、発掘予定はありますか。

(小川係長)

発掘予定はございません。今回の調査は、資材置き場造成工事のための発掘調査でした。遺跡と接する宅地ならびに畑も開発予定はありません。

(北澤次長)

この地域は市街化調整区域なので、開発が非常に少ない所になります。

(松浦委員)

発掘した地点は、壊さないでそのまま残っていますか。

(小川係長)

大多数の発掘現場においては、家が建つ、道路で切土をするなどで、消滅しますが、今回の工事は資材置き場造成のため、掘削をせずに、埋め戻し造成するため、調査区の大半は残っていると考えます。ただ、掘り返すことは無いと思います。

(小川会長)

地目は変更するのでしょうか。

(小川係長)

地目は変更すると思います。今後、資材置き場を止めて、家屋の新築となれば、掘削を伴うと思います。

(松浦委員)

県が発掘した下花輪荒井前遺跡で方形周溝墓が見つかっていると思いますが、時期は同じですか。

(小川係長)

下花輪荒井前遺跡は下花輪林下遺跡北側数百メートルに所在し、同時期の方形周溝墓となります。

(青柳委員)

弥生時代は、流山市には少ないと聞いていますが、これで何例目でしょうか。

(小川係長)

加村台遺跡、下花輪荒井前遺跡、大畔中ノ割遺跡など市内で5遺跡程度です。どちらかと言うと博物館から北千葉浄水場あたりに集中している傾向があると思われれます。環濠集落では加村台遺跡に次いで、2例目の発見となりました。

(松浦委員)

宮ノ台式期の住居跡は見つかっていますか。

(小川係長)

下花輪荒井前遺跡と北千葉浄水場の谷津を隔てた対岸の遺跡で見つかっています。

(川根委員)

博物館の裏手、加村台遺跡内の更地が気になります。発掘調査の予定はありますか。

(小川係長)

ご指摘の地点は、環濠が周る地点にあたります。家屋の解体も終わっていますので、近日中に発掘の関係書類が提出されると思います。

(武田委員)

おおぐろの森中学校の展示コーナーについては、すごく良い試みだと思います。この他に、このような展示はありますか。

(北澤次長)

ここまできれいなものはありませんが、西深井小学校は文化財収蔵庫

として利用しており、おおぐろの森中学校同様に、学校建設の際に出土した遺物などを展示しています。

（武田委員）

身近に実物資料があるということは、非常に教育効果が高いと思いますので、今後とも継続してもらいたいです。そこから発掘した資料でなくとも、歴史的な資料のコーナーを設置することは、有効であると思います。

（常木委員）

素晴らしい試みだと思いますが、今の最先端のトレンドとしては、遺跡を少しでも残し、そこは見えるようにする。校庭などに遺構を保存すると、すごく実感がわいてくる。今後、そのようなことを検討していただきたいと思います。

（武田委員）

こういう場所を残して、維持していく、すごく大事だと思います。例えば学校教育の中に組み入れるとか、地域のNPOの活動のなかに組み込んでいくようなシステムを作ればと思っています。

（常木委員）

例えば群馬県立太田高校では、校庭の中に円墳があります。すごく邪魔な場所ですが、わざわざ残し、学生たちが見られる状況になっております。そういった場所があると、さらに身近に感じると思います。

（武田委員）

そこが文化財の保存とか、文化財を考える出発点になればよいですね。

（小川会長）

その点、学校は、これぐらい大掛かりにすれば別でしょうが、簡易に設置したものでは関心のある社会科の先生がいなくなると、いつの間にか有耶無耶になってしまいます。これは40年、50年前からの課題で、

教育委員会の問題でもあります。

設置するのであれば、ある程度の設備を作ってあげないと、子どもたちも食いつかないし、埃だらけになり、壊れてしまうと思います。

(常木委員)

できれば生徒と一緒に展示できればよかったですと思いますが。

(小川係長)

ご意見はその通りかと思いますが、まずは中学校建設が優先ですので、できませんでした。これは小学校も同様です。

小川会長がおっしゃられた引継ぎの件ですが、担当課である学校施設課の職員も同じことを言うておりました。先生は数年で変わってしまうし、社会の先生であっても、全員が熱意ある先生ではないと。先生が変わるとどうなるかわからない不安もありますが、今回は教育委員会が資料を貸し出していることもあり、問題無いと思います。また、審議委員の皆様のご意見は、教育委員会の中でも共有されていると思います。そうならないためにも、確認を私達で行っていくつもりです。

(川根委員)

展示した資料の整理作業はどのようになっていますか。

(小川係長)

整理に関しては、小学校分については市で報告書を刊行する予定です。中学校分は、令和4年度から令和6年度にかけて整理委託業務を行い、刊行する予定です。また、報告書作成の段階では、中学校から展示資料を一度下げて、別の資料を展示する予定です。

(松浦委員)

未指定文化財候補一覧にある東深井古墳出土の埴輪についてですが、山形県の致道博物館に出土資料が所蔵されています。先代の館長が知り合いだったものですから、何とか返還できたらと考えておりました。

致道博物館は縄文時代前期の標識遺跡の出土品があり、展示もしてい

ます。流山市にも同時代の土器がたくさんありますので、それらと交換してもらえたら、と考えたこともあります。返還について少し考えてみてください。

（常木委員）

東深井古墳群出土の魚形埴輪も野田市郷土博物館から返還されると良いですね。

（北澤次長）

東深井古墳群出土埴輪が野田市に行った経緯は、当時は流山市に博物館が無く、野田市にはあったことが要因であったと思います。資料の登録等を含め、各館との調整が問題になります。

（小川会長）

あとは旧花野井家住宅もありますね。

（青柳委員）

重要文化財になってから移築をされたのですか。

（小川会長）

指定を受けるということで、移築したと思います。その当時は、流山市では管理が難しく、財政的な問題もあったと思います。

（松浦委員）

東深井古墳群出土埴輪については、下津谷先生に調整に入っただき、返還交渉を進めてみてはいかがでしょうか。

（日塔副会長）

東深井古墳群出土の埴輪については、山形県内では少ない貴重品ですから。

（常木委員）

筑波大学が所蔵する三本松古墳出土埴輪もありますね。

(小川会長)

いろいろと出てきますね。他になにかありますか。

(松井委員)

博物館常設展を見学しまして、村芝居の面については剥落している資料がありますので、修理か展示替えを検討して下さい。また、隣接する絵馬についても、同様に若干の剥落が認められますので、こちらも展示替え等を検討して下さい。このコーナーに関しては、改めて照度もきちんと測るようお願いします。また、温湿度計がここに入っていないので、設置をお願いします。土器のコーナーなどには入っていますが、土器はあまり水分や温度の影響を受けないので、絵に近いものに、これらの機器設置をお願いします。

(小川会長)

館内の展示については、武田先生もいらっしゃいますので、改めて絵馬の剥落等を見ていただいて、修復していただければと思います。

(小川会長)

他に委員の皆さんからご意見ありませんでしょうか。ご意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようなので、これで令和3年度第3回流山市文化財審議会を終了といたします。事務局にお返しします。

(小川係長)

事務連絡です。博物館では5月8日まで「利根運河通水130周年記念展 We Love 利根運河～歴史と自然と友の会のあゆみ～」を開催中です。お時間のある方は、ご覧ください。

(北澤次長)

皆様、長時間の御審議お疲れ様でした。

以上で、令和3年度第3回流山市文化財審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。